

新しい生活様式に対応した
ビジネス展開支援事業補助金

(一般型)

よくあるご質問 (Q&A)

霧島市商工振興課

■ 事業全般に関すること

Q 補助対象者となる中小企業者の範囲を教えてください。

A 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲とします。

業種	中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他	3億円以下	300人以下

Q 霧島市外に本社があり、事業所（店舗）が霧島市にある場合は対象になりますか？

A 対象になります。法人の場合、霧島市に法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q 個人事業主で、霧島市内に事業所（店舗）がありますが、霧島市外に住んでいます。対象になりますか？

A 対象になりません。個人事業主の場合、霧島市内に事業所（店舗）を有し、かつ、住所を有する方が対象です。

Q 個人事業主で、事業所（店舗）は霧島市以外ですが、霧島市内に住んでいます。対象になりますか？

A 対象になりません。個人事業主の場合、霧島市内に事業所（店舗）を有し、かつ、住所を有する方が対象です。

Q 霧島市外にも事業所（店舗）がありますが、霧島市内の事業所（店舗）以外も対象になりますか？

A 霧島市内の事業所（店舗）に係る事業のみ対象となります。

Q 市内で複数の事業所（店舗）を営んでいますが、それぞれで申請できますか？

A 法人又は個人事業主単位での申請となりますので、複数の事業所（店舗）を合わせて申請してください。一事業者に対し、申請は1回限りです。

Q ラブホテルは対象になりますか？

A 「性風俗関連特殊営業」にあたるため対象になりません。同様に、店舗型アダルトシヨップも対象になりません。

Q 市税にはどのようなものがありますか？

A 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。法人の場合は法人市民税も対象となります。

Q 「市税の滞納のない証明書」はどこで発行できますか？

A 霧島市役所本庁市民課や収納課、各総合支所等の市民福祉課で発行できます。なお、市民サービスセンター「コア・よか」では発行できません。発行には手数料が必要です。

Q 業種（業界）ごとに策定されたガイドラインはどこで確認できますか？

A 内閣官房のホームページでご確認ください。
URL <https://corona.go.jp>

Q 補助対象となる事業実施期間はいつからいつまでですか？

A (1)感染防止対策に取り組む事業は令和2年4月17日から令和3年2月末日、(2)販路開拓に取り組む事業は交付決定日から令和3年2月末日までです。この期間に設置や実施、納品、支払が完了した経費が対象です。

Q 補助対象となる期間に支払いが完了したとはどういうことですか？

A 全ての支払いが完了している経費が対象となります。分割払いの場合は、期間内に支払いが始まり、完了していれば対象となります。リボ払いの場合は完了が不明確であるため対象外となります。なお、クレジット払いの場合は引き落とし日が期間内であれば対象となります。

Q 支払日を確認する書類はどのようなものですか？

A 領収証及び明細書、通帳の写しなど口座引き落とし日や入金日が確認できる書類を実績報告の際に提出していただきます。

Q 在庫不足などにより、事業実施期間内に納品や支払いができない場合はどうなりますか？

A 原則として、期間内に支払いまで完了している経費のみ対象となります。

Q 申請書等をダウンロードできない（又はその環境がない）場合、どうすればいいですか？

A 霧島市役所商工振興課（別館2階）、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター（コアよか）に申請書類一式を設置しています。

Q 領収証を廃棄してしまったが、申請は可能ですか？

A 必要な経理書類を用意できない経費は補助対象として認められません。

Q 申請に契約書が必要ですか？

A 見積書や領収証に品目や数量、単価、消費税が記載されていれば必要ありません。内訳が記載されていない場合は契約書などを併せて提出してください。

Q 一次募集で申請したのですが、二次募集にも申請ができますか？

A 本補助金の申請は一補助対象者1回限りです。一次募集で交付決定を受けた補助事業者は二次募集には申請できません。

Q 一度補助金の交付を受けたのですが、補助上限額に達していない場合、再度申請ができますか？

A 申請は一補助対象者1回限りです。上限額に達していない場合でも再度申請することはできません。

■ 感染防止対策に取り組む事業に関すること

Q 不特定多数の来客があるスペースについて教えてください。

A 顧客に対して直接サービスを提供する場所や顧客が自由に出入り可能な場所のことを指します。事務所や厨房、作業場、会議室、商談スペースなど、利用者を特定できる可能性が比較的高い場所は対象となりません。

Q 店舗兼住宅も対象となりますか？

A 店舗部分の不特定多数の来客があるスペースについては対象となります。

Q 網戸の設置は補助対象となりますか？

A 換気のために窓を開ける機会が増えることから対象になります。ただし、既存の網戸の付け替えや網の張替えは対象外となります。

Q 事前予約や混雑状況、テイクアウト注文や決済ができるシステムなどの購入は補助対象となりますか？

A アプリやシステム等にかかるパッケージ製品の導入経費は対象となります。ただし、月々の使用料などのランニングコストやタブレットPCなどの汎用性があり目的外使用となりうるものは対象外となります。

Q 厨房の換気扇は補助対象になりますか？

A 従業員スペースへの設置は対象とはなりません。不特定多数の顧客に対し、換気改善の効果がある換気設備の改修が補助対象になります。

Q 既存の換気扇を新しい換気扇に取り替える場合、補助対象になりますか？

A 既存設備の更新は対象外となります。ただし、換気能力が向上する換気扇に取り替える場合は対象となります。カタログ等で換気能力を比較し、申請の際に提出してください。

Q 次亜塩素酸水散布器など、空間の除菌をうたった機器は対象となりますか？

A 現時点で新型コロナウイルスに対しての除菌効果が認められないとNITE（製品評価技術基盤機構）から中間結果の発表があったことから、効果が不確定なものに対する補助金の支出は認められないため、補助対象外としています。同様に、紫外線等による殺菌機器についても、新型コロナウイルスに対して効果が不確定なものに対する補助金の支出は認められないため、補助対象外としています。

■ 販路開拓等に取り組む事業に関すること

Q 現在、開業に向けて準備をしています。税務署に開業届は提出しましたが、開業日が令和2年10月以降の日付です。対象になりますか？

A 申請時点で開業していない創業予定者は対象となりません。(例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象となりません。)

Q 補助上限額のうち、広報費の補助上限額10万円について教えてください。

A 販路開拓等に取り組む事業のうち、広報費に係る経費については、10万円が上限となります。(例えば、40万円の販促チラシを作成したとしても、補助金額は上限の10万円となります。)

Q 広報費について教えてください。

A パンフレットやポスター、チラシ等の作成、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費のことです。例えば、ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの作成や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、試供品、販促品などです。

Q 広報費で対象とならない経費がありますか？

A 商品やサービスの宣伝広告の掲載がない販促品や試供品、商品・サービスの宣伝広告を目的としない名刺や会社案内パンフレットの作成、求人広告などです。また、事業実施期間外の広告の掲載や配布物の配布、クリック課金広告も対象とはなりません。

Q 第2号様式「事業計画書」の書き方がわかりません。

A 霧島商工会議所や霧島市商工会に入会されている方は、経営指導員等の助言を参考に作成してください。入会されていない方は、国の小規模事業者持続化補助金等を参考に作成してください。

■ その他

Q 霧島市からこの補助金に関する手続きの一環と称して、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込を求める旨の電話がありました。どうすればいいですか？

A 一般的な補助事業において、国（省庁）や自治体（市町村）が申請者に対して前納を求めたり、ATMを利用した手続などを求めることはありません。

「怪しいな？」と思ったら、最寄りの警察署か、消費者ホットライン（188）へご相談ください。

Q 他の支援制度（国、鹿児島県）を教えてください

A 霧島市の「新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業」以外にも国や県の支援制度があります。要件についてはそれぞれの制度を確認してください。

国の支援制度 ○持続化給付金

新型コロナウイルスの影響でひと月の売上が前年比で50%以上減少した事業者に対し支援金を給付する制度

○家賃支援給付金

5月から12月までのひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者等に対し地代・家賃への支援金を給付する制度

○小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取り組みを支援する制度

県の支援制度 ○飲食店感染防止対策支援事業

飲食店が感染防止対策用品等の整備を行う経費を助成する制度

○宿泊施設感染防止対策支援事業

宿泊施設が感染防止対策用品等の整備を行う経費を助成する制度

○観光バス・タクシー・レンタカー感染防止対策支援事業

観光バス・タクシー・レンタカー事業者が感染防止対策用品等の整備を行う経費を助成する制度